

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 佐良浜漁港臨港道路において県が設置したグレーチングによる車両
損傷事故

2 当 事 者 損害賠償請求者

[REDACTED]

[REDACTED]

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 事故発生年月日 平成26年10月15日

4 事故発生場所 宮古島市伊良部字前里添148番地14工ネオス佐良浜石油販売所先
(佐良浜漁港臨港道路)

5 損 害 賠 償 額 61,560円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 [REDACTED]

乙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、佐良浜漁港臨港道路において県が設置したグレーチングによる車両損傷事故につき、次のとおり和解する。

- 1 乙は、本件事故に係るグレーチングの設置箇所の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、甲に対し総額61,560円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を甲に支払う。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるほか何らの債権債務のないことを確認する。